

# キャッシュカードによるお振込・お振替機能の 一部取引制限について (振り込め詐欺・還付金詐欺未然防止対策)

昨今、ATMの操作に不慣れなご高齢のお客さまを言葉巧みに誘導してATMで振込みをさせる「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」が多発しております。

こうした中、当行では警察からの要請もあり、以下のとおり一部のお客さまのキャッシュカードによるお振込・お振替機能の一部取引制限を実施させていただくことといたしました。

お客さまにはご不便をおかけしますが、金融犯罪の未然防止対策として行うものであり、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以下の①と②の両方の条件に該当するお客さまの保有口座について取引制限を行うため、キャッシュカードによるお振込・お振替ができなくなります。

## 【 キャッシュカードによる1日あたりのお振込・お振替限度額 】

条件(①かつ②)		変更前	変更後
①年齢が70歳以上 ②過去1年間に当行のキャッシュカードを使用したお振込実績がない	生体認証	1,000万円	0円
	IC	200万円	
	磁気	100万円	

※ 対象カード種類は、普通預金（総合口座、決済用普通預金を含む）と貯蓄預金とします。

※ 初回は、平成29年5月末日までに70歳になっているお客さまで、平成29年5月末日から遡った1年間にお振込実績がない口座が限度額0円に変更されます。以降は、お客さまが70歳になった翌月初に過去1年間のお振込実績がない口座について限度額が0円に変更されます。

## 【 実施日 】

平成29年6月1日(木)から

### 対象のお客さまにおける「お振込・お振替」のご利用について

- 窓口でのお振込・お振替に制限はございません。平日の営業時間内に窓口へお申し付けください。
- キャッシュカードでのお振込・お振替をご希望のお客さまは、本人確認のうえ、限度額を引き上げさせていただきます。平日の営業時間内に窓口へお申し付けください。

< ご用意いただくもの >

- 免許証等のご本人さま確認資料
- お届印
- 現在ご利用いただいているキャッシュカード